# 省　令

**○経済産業省令第十号**

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十一条の規定に基づき、経済産業省関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年二月二十日　　経済産業大臣　梶山　弘志

経済産業省関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令

経済産業省関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく省令の特例に関する措置を定める省令（平成二十六年経済産業省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

**第二条**　削除

第三条中「新事業活動実施者」を「法第二条第三項に規定する新事業活動を実施しようとする者（以下「新事業活動実施者」という。）」に、「容器保安規則」を「容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）」に改める。

**附　則**

この省令は、令和二年四月一日から施行する。